

富田林市要綱第72号

富田林市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号。次条において「規則」という。）第8章第1節の2に規定する電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札に係る手続方法)

第2条 電子入札に係る手続については、規則及びこの要綱に定めるもののほか、富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱（平成22年要綱第71号。以下「一般競争入札要綱」という。）に規定する手続によるものとする。

(対象となる入札)

第3条 電子入札の対象となるのは、一般競争入札要綱に規定する条件付一般競争入札等とする。

(システムの利用)

第4条 電子入札に参加しようとする者（次条及び第6条において「入札参加者」という。）は、あらかじめ電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の認定を受けた認定認証業者（市長が認めるものに限る。）から同法第2条第1項に規定する電子署名を取得し、かつ、本市のシステムの利用に係る登録を受けなければならない。

(入札参加申請)

第5条 入札参加者は、指定する期間内に別に定める富田林市条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書に入札書及び内訳書を添えて、システムを用いて市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の事前審査等)

第6条 市長は、前条に規定する入札参加申請を受理したときは、システムを用いて事前審査を行い、その結果をシステムにより、入札参加者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかったときは、その理由を付するものとする。

2 同一の入札に参加する複数の入札参加者の関係が、工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成16年国地契第8

9号)第2項各号のいずれかに該当する場合は、該当する入札参加者全ての入札参加資格を認めないものとする。

(落札者等の決定)

第7条 市長は、前条の事前審査で入札参加資格を認めた入札参加者(以下「入札参加資格者」という。)に対し、システムを用いて開札を行い、落札候補者又は無効、失格等の結果をシステムにより入札参加資格者に通知するものとする。
この場合において、無効又は失格とするときは、その理由を付するものとする。

2 市長は、一般競争入札要綱第7条の2に規定する事後審査又は同要綱第7条の3に規定する低入札調査における落札、失格等の結果をシステムにより入札参加資格者に通知するものとする。

3 前項の規定による事後審査及び低入札調査に係る手続については、一般競争入札要綱第7条の2から第7条の4までに規定する手続によるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成26年富田林市要綱第13号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。